

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律について



平成 27 年度 農林水産知財対応委員会委員長 **中嶋 和昭**
平成 26 年度農林水産知財対応委員会第 3 部会

要 約

品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている産品について、独自の保護制度の下でその名称（地理的表示）を知的財産として保護する地理的表示保護制度は、現在、世界で 100 力国を超える国で導入されている。わが国農林水産省は、数年前から地理的表示の保護制度の創設を目指して、欧州制度の調査研究や、内外有識者による研究会の開催等、準備作業を進めていたが、平成 26 年 6 月に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号：以下「地理的表示法」又は「本法」若しくは単に「法」と略称する場合がある。）が制定、公布され、平成 27 年 6 月 1 日に、登録申請の受付が開始された。本記事では、昨年度の農林水産知財対応委員会第 3 部会の答申書の内容を元に、地理的表示法の概要について紹介する。なお、地理的表示法、同法施行規則の条文、各種基準・ガイドラインについては、農林水産省の地理的表示保護制度の web サイト（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html）を参照されたい。⁽¹⁾

目次

1. 地理的表示法の概要
 - (1) 地理的表示法の目的・意義
 - (2) 登録の対象
 - (3) 登録を受けられる者
 - (4) 登録申請手続
 - (5) 登録及び登録の拒否
 - (6) 名称の保護について
 - (7) 生産者団体の追加、明細書の変更等
 - (8) 刑事罰
 - (9) 商標権との調整規定
2. 地理的表示、原産地表示に関する条約、国内法等について
 - (1) 条約（TRIPS 協定）
 - (2) 食品表示法
 - (3) その他の表示規制法
 - (4) 商標法
 - (5) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒団法）
3. 考察・提言
 - (1) 地理的表示法での保護のメリットとデメリット
 - (2) 類似の登録商標が存在する場合の地理的表示の登録について
 - (3) 商標権者が地理的表示登録を受けた場合
 - (4) 地理的表示法と弁理士との係わりに関して

1. 地理的表示法の概要

(1) 地理的表示法の目的・意義

本法は、農林水産物・食品飲料品のうち、特定の地域で生産され、品質その他の特性が生産地に主として帰せられるもの（「特定農林水産物等」という。）についての名称の表示のうち、生産地及び当該生産地と特性との結び付きを特定できるもの（「地理的表示」）について、生産地や品質等の基準と共に国に登録することにより、知的財産として保護するもので、いわゆる「sui generis 型（独自の）」地理的表示の登録保護制度を創設する法律である。国によって、地理的表示が付された農林水産物等の生産地及び特性が保証され、地理的表示の不正使用が排除される。

地理的表示の登録申請の主体は、特定農林水産物等の生産者団体である。登録が認められると、生産者団体の構成員は、当該生産者団体による指導、管理等の下で、明細書に沿って生産された特定農林水産物等又はその包装に地理的表示を付することができると共に、地理的表示が登録されたものであることを示す標章を併せて付する必要がある。これ以外の者は、登録された地理的表示又はこれに類似する表示を付することができない。

このような制度により、特定農林水産物等の品質に

ついて、国の「お墨付き」が与えられ、品質が守られたもののみが市場に流通することにより、需要者の利益の保護が図られる。登録された地理的表示の不正使用は、国による取り締まりの対象となり、生産者団体は、訴訟等の負担なく自らのブランドを守ることが可能になる。また、生産者は、登録された特定農林水産物等に係る生産者団体への加入等により、地理的表示を自らの産品に付することが可能になる。それにより、地域の共有財産として、地域の生産者全体が登録された特定農林水産物等について地理的表示を使用することが可能になる。

(2) 登録の対象

登録の対象となる「特定農林水産物等」とは、「農林水産物等」のうち「特定の場所、地域又は国を生産地とするもので、品質、社会的評価その他の確立した特性が当該生産地に主として帰せられるもの」をいう（地理的表示法第2条第1項、第2項）。

「農林水産物等」とは、下記の①～④に掲げるものをいう。ただし、酒類（酒税法第2条第1項）、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品（医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項、第2項、第3項及び第9項）は除外されている（法第2条第1項）。

- ①農林水産物（食用に供されるものに限る。）
- ②飲食料品（①に掲げるものを除く。）
- ③農林水産物（①に掲げるものを除く。）であって、政令で定めるもの
 - (ア)花木（観賞用の植物、立木竹）、(イ)工芸農作物（食用に供されるものを除く。）、(ウ)生糸、(エ)木材、(オ)竹材、(カ)木炭、(キ)漆、(ク)観賞用の魚、(ケ)真珠
- ④加工品（②に掲げるものを除く。）
 - (コ)畳表、(サ)精油、(シ)飼料

特定農林水産物等は、その特性を有した状態で、概ね25年間生産が継続されていることが必要とされている（伝統性要件：地理的表示保護制度申請者ガイドライン参照）。

「地理的表示」とは、農林水産物等の名称であって、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているという

ことを特定できるものをいう。なお、「表示」と称されているが、あくまで農林水産物等を特定することのできる「名称」であるため、図形や図形と文字との結合等は含まれず、文字のみからなるものである。文字の構成については、特段の定義規定（例えば、商標法第7条の2のような規定）が存在しない。典型的なものとしては「産地名」＋「農林水産物等の一般名称」が考えられるが、農林水産物等の特性及び当該特性と生産地との結びつきを特定できるものであれば、これに限定されない（法第2条第3項）。

(3) 登録を受けられる者

特定農林水産物等について登録を受けられるのは、生産行程管理業務を行う生産者団体である（法第6条）。

生産者団体とは、生産業者を直接又は間接の構成員とする団体をいう。なお、法人でない団体（ブランド協議会等）であってもよく、その場合には、代表者又は管理人の定めのあるものに限られる。また、生産者団体は、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限られる（法第2条第5項）。

生産行程管理業務とは、①農林水産物等について、明細書（法第7条第1項第2号～第8号）の作成又は変更を行うこと、②明細書を作成した農林水産物等について当該生産者団体の構成員たる生産業者が行うその生産が当該明細書に適合して行われるようにするため必要な指導、検査その他の業務を行うこと、③①及び②に掲げる業務に附帯する業務を行うことをいう（法第2条第6項）。「生産行程管理業務」には、登録後の明細書の変更や、特定農林水産物の生産が明細書に適合して行われるようにするための構成員に対する指導・検査等などが含まれる。

このように、本法によって農林水産物等の保護を享受する生産者団体は、登録の申請に伴う手続を行う能力のみならず、登録後も本法によって求められる業務を行う能力を有している必要がある。

(4) 登録申請手続

特定農林水産物等の登録の申請手続は法第7条に規定されている。手続に必要な書面は申請書であり、そ

の様式は施行規則に定められる。申請書の提出先は農林水産大臣である。申請書の記載事項については、法第7条第1項に規定されている。記載事項は下記のとおりである。

- ①生産者団体の名称、住所等
- ②農林水産物等の区分

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（以下「法施行規則」）」の様式第1号によると、農林水産物等の区分の欄には「区分名」と「区分に属する農林水産物等」の項目が設けられている。「区分名」と「区分に属する農林水産物等」には、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分等を定める告示」に掲げる区分及び農林水産物等を記載する。

- ③農林水産物等の名称

申請に係る農林水産物等の名称として使用されてきた名称であり、法第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができるものであることが必要である（「特定農林水産物等審査要領」参照）。

申請に係る農林水産物等の名称は、地名を含む名称のみならず、地名を含まない名称であってもよい。また、地名を含む名称の場合は、その地名は現在の行政区画名に限られず、過去の行政区画名や旧国名でもよい。なお、一定の条件の下、一つの登録において複数の名称を登録することができる場合もある。

- ④農林水産物等の生産地

農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為（生産）が行われる場所、地域又は国をいう（「特定農林水産物等審査要領」参照）。

農林水産物等の名称に含まれる地名が指し示す地理的範囲と申請に係る農林水産物等の生産地の範囲が一致している必要はない。例えば、農林水産物等の名称が「横浜みかん」である場合に、生産地に横浜市以外の地域が含まれていてもよい。

- ⑤当該農林水産物等の特性

法第2条第2項第2号にいう「特性」のことである。他の同類の農林水産物等と比較した際、その他の農林水産物等とは異なる一定の品質等であり、主として生産地に帰するものである必要がある。

「特性」は単にその農林水産物の品質等の基準

となるばかりでなく、次号の「生産の方法」や「生産行程管理業務」の内容を左右する記載事項となる。

例えば、その特定農林水産物等の特性がある品種の種に由来するとすれば、生産の方法はその種を使用することであり、生産行程管理業務はその種を管理することとなる。

- ⑥農林水産物等の生産の方法

農林水産物等に特性を付与又は保持するために行われる行為をいう。

その他、申請書に記載すべき事項については、農林水産省令（法施行規則第6条参照）で定める事項となっている。

申請書に記載した法第7条第1項各号に規定の記載事項に関する補正手続は法上に規定されていない。しかしながら、「特定農林水産物等審査要領案」には申請の方式の審査について「申請が法令及び規則に従って行われていない場合には、・・・申請者に対し、・・・自主的な補正を求めるものとする。」と記載されている。

このことから、申請書に記載した法第7条第1項各号に規定の記載事項が不適切なものである場合には、申請者には補正の機会が与えられると考えられる。

補正によってもなお申請が法令及び規則に従って行われていないと判断された場合には、その申請は不適法な申請として却下される。この場合、申請者は一定期間内に行政不服審査法に基づく異議の申立て、または、国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分取消の訴えを提起することができる（「特定農林水産物等審査要領」別記様式4「登録の申請の却下の通知」より）。

申請書に添付する書面は下記のとおりである（法第7条第2項）。

第1号の明細書には、本条第1項2号から第8号までに掲げる事項を記載する（法第2条第6項）。明細書の記載内容は、申請書における記載内容に反しないものである必要があるが、その記載内容と異なってもよい。

例えば、申請書における特定農林水産物「○○りんご」の特性が「糖度14～16パーセント」である場合、明細書に記載する特性が「糖度15～16パーセント」で

あってもよい。

第2号の生産行程管理業務規程は、「特定農林水産物等審査要領別添案」によると、申請者の生産行程管理業務の内容が明確にわかるよう記載されていることが求められる。

生産者団体は、構成員である生産者に対し生産が明細書に適合して行われるようにするために必要な指導・検査等を行う（法第2条第6項第2号）。この規定からすると、生産行程管理業務規程には、明細書に記載された生産地・特性・生産の方法に適合した生産を行うための方法を具体的に記載することになると考えられる。

なお、農林水産物等の登録後には、生産者管理団体はその農林水産物等が生産行程管理業務規程に従って生産されているか否かについて年1回以上農林水産大臣に実績報告書を提出することが求められる（平成26年10月農林水産省「地理的表示法について」ブロック説明会資料、「特定農林水産物等審査要領」参照）。

第3号はその他、申請書に添付する書面について省令で定める旨を規定する。

登録の申請は、複数の生産者団体が共同して行うこともできる（法第7条第3項）。共同して申請を行うことができる生産者団体は第6条に規定する生産者団体と同様に「生産行程管理業務」を行う能力を有していることが必要である。

なお、明細書は生産者団体ごとに作成することができる。例えば、特性が「糖度14～16パーセント」である特定農林水産物「○○りんご」の生産が生産者団体Aと生産者団体Bによって行われてきたとする。生産者団体Aのりんごの特性が「糖度14～15パーセント」である一方で、生産者団体Bのりんごの特性が「糖度15～16パーセント」である場合、生産者団体ごとに明細書を作成し、共同で申請を行うこととなる（平成26年10月農林水産省「地理的表示法について」ブロック説明会資料参照）。

登録の申請があった場合の公示については、法第8条に規定されている。

公示される事項は、生産者団体の名称、農林水産物等の名称、区分、生産地、特性、生産の方法など、法第7条第1項第1号から第8号までに掲げる事項及びその他必要な事項である。「特定農林水産物等審査要

領」によるとこれらの公示の対象となる事項は農林水産省のウェブサイトに掲載される（法第23条、法施行規則第20条）。また、申請書、明細書、生産行程管理業務規程は公衆の縦覧に供される。

なお、法第13条第1項の規定により登録を拒否する場合は、公示されない。

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令案」によると、公示後に申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の内容に実質的な変更があった場合には、再度公示されることになっている。公示期間は公示の日から2月間である。

登録の申請に対しては、何人も公示の日から3月以内に農林水産大臣に意見書を提出することができる（法第9条第1項）。申請者以外の者が登録の申請に対して意見を述べる機会は、法上では公示の日から3月以内に限られている。

意見書が公示の日の翌日から起算して3月以内に提出されたものでない場合は、法第9条第1項の意見書として取り扱われないこととなる。提出は、農林水産省への到着をもって提出となる（意見書の発送日時ではない）。

意見書は施行規則別記様式第2号により作成されている必要がある。当該様式によって作成されていない場合は、第9条第1項の意見書の提出として取り扱われない（「特定農林水産物等審査要領案」より）。

農林水産大臣は、当該期間内に意見書の提出があったときは、意見書の写しを登録の申請をした生産者団体に送付する（同条第2項）

ある特定農林水産物等の登録の申請について公示の期間が満了した後は、原則として、その特定農林水産物等の全部又は一部に該当する特定農林水産物等について、別の登録の申請を行うことはできない（法第10条第2項）。

先行する特定農林水産物等の公示の期間が満了するまでに、全部又は一部の特定農林水産物等について他の団体等による登録の申請がされた場合、その他の団体等による登録の申請は先行する登録の申請への意見書の提出とみなされる。

本条により、先行する登録の申請の公示期間を過ぎて行われた登録の申請は不適法な申請として却下される（「特定農林水産物等審査要領」参照）。

法第9条に規定の通り、登録の申請に対して申請者

以外の者が意見をすることは公示の日より3月に限られる。また、法第10条の規定の通り、公示の期間が過ぎた登録の申請は不適法な申請となる。仮に、自己の特定農林水産物等について他団体等による登録の申請がなされた場合、その先行する他団体等による登録申請の公示期間が過ぎると、当該先行する登録の申請に対して意見を述べたり、自ら申請を行ったりする機会は失われることとなる。

このため、自己の特定農林水産物等の登録の申請を行わない団体であっても、定期的に公示を確認し、自己の特定農林水産物等の登録の申請が行われていないかどうかを監視する必要があると考えられる。

法第9条第1項に規定する公示の期間が満了したときは、登録の申請に係る農林水産物等の法第13条第1項第2号から第4号に掲げる登録拒否事由の該当性につき学識経験者による意見の聴取が行われる(法第11条)。なお、登録拒否事由の該当性については農林水産省の審査官によって審査されることとなっており、審査官は学識経験者の意見の聴取後、審査の結果を取りまとめることとなっている(「特定農林水産物等審査要領」参照)。

(5) 登録及び登録の拒否

法第7条から第11条までの手続きを終えた登録の申請は、法第13条第1項により登録が拒否される場合を除き、登録される(法第12条)。

農林水産大臣は、登録をしたときは農林水産省令で定める事項を公示する。

登録によって生産者団体が享受する保護は、法第3条に規定されている。なお、本法は申請者である生産者団体に対して名称の使用に関する独占権や排他権を付与するものではないため、登録によってこのような権利が設定されることはない。

地理的表示の登録申請の拒否理由については、法第13条に規定されている。

法第13条第1項第1号は、生産者団体に関する拒否理由について規定している。

法第13条第1項第2号は、生産行程管理業務規定に関する拒否理由を規定しており、同号イは、明細書に定められた第7条第2項第2号から第8号に規定の事項(農林水産物等の区分、名称、生産地、特性、生産の方法、その他農林水産物等を特定するために必要

な事項(申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること、申請農林水産物等の伝統性が規定されている。)、農林水産物等に関する省令委任事項(申請農林水産物等の名称について法第13条第1項第4号口の該当の有無、申請農林水産物等の名称について法第13条第1項第4号口に該当する場合には、商標権に関する情報が規定されている。))と、申請書に記載されたこれらの事項とが異なる場合、同号ロは、生産管理業務規定が、農林水産省令で定める基準(① 法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うこと。② 構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合することを確認すること。③ ②による確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合しないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。④ 構成員たる生産業者が法第3条第1項及び第4条第1項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認すること。⑤ ④による確認の結果、構成員たる生産業者が法第3条第2項又は第4条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。⑥ 実績報告書(生産行程管理業務の実施状況に関する報告書をいう。⑦において同じ。)を作成し、明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年一回以上農林水産大臣に提出すること。⑦ 実績報告書及びこれに関する書類を⑥の提出の日から5年間保存すること。が規定されている。)に適合しない場合、同号ハ及びニは、生産者団体の財政的基盤及び必要な体制の整備の欠缺に関する事項について、それぞれ規定している。

法第13条第1項第3号は、登録の申請に係る農林水産物等が特定農林水産物等に該当しない場合(同号イ)、その全部又は一部が既に登録されている特定農林水産物等のいずれかに該当する場合(同号ロ)のいずれかに該当する場合、登録が拒否される旨規定している。

法第13条第1項第4号は、登録の申請に係る農林水産物等の名称に関する拒否理由を規定しており、普通名称である場合(さつまいも、小松菜等が該当す

る)、その他登録の申請に係る農林水産物等について、生産地及び生産地に主として帰せられる特性等を特定することができない名称(同号イ)、申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標又は申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似の名称(同号ロ)について登録が拒否される旨規定されている。

法第13条第2項は、第1項第4号ロに該当する場合であっても、申請に係る生産者団体が、①当該登録商標の商標権者たる生産者団体(専用実施権が設定されている場合には、専用実施権者の許諾を得ている者)、②当該登録商標の専用使用権者たる生産者団体であって、当該登録商標に係る商標権者及び当該生産者団体以外の当該専用使用権の専用使用権者の許諾を得ている者、③当該登録商標に係る商標権者の承諾(当該登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されているときは、当該農林水産物等についての登録をすることについて、商標権者及び専用使用権者の承諾)を得ている者のいずれかである場合には、法第13条第1項第4号ロの規定にかかわらず登録を受けることができる旨規定されている。

法第13条第3項は、農林水産大臣が登録の申請を拒否する場合、申請をした生産者団体に対し、その旨及び拒否の理由を書面により通知しなければならない旨規定している。

本法には、登録の拒否に対する不服申立に関する規定はないが、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく不服申立手続は可能である(省令別記様式第6に、不服申立に関する記載がある)。

(6) 名称の保護について

特定農林水産物等の登録(法第6条)を受けた生産者団体の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が当該登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付することができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様である(法第3条第1項)。

上記の場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する

表示を付してはならない(法第3条第2項)。

ただし、例外として、下記の場合が規定されている(法第3条第2項各号)。

①登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付する場合

②第6条の登録の日前の商標登録出願に係る登録商標に係る商標権者その他同法の規定により当該登録商標の使用をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務について当該登録商標の使用をする場合

③登録の日前から商標法その他の法律の規定により商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合(②に掲げる場合を除く。)

④登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

⑤その他、農林水産省令(法施行規則第3条参照)で定める場合

登録生産者団体の構成員たる生産業者は、法第3条第1項前段の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標章(いわゆるGIマーク)を付さなければならない。同項後段に規定する者についても、同様である(法第4条第1項)。同項の規定による場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付してはならない(法第4条第2項)。

本法では、登録生産者団体に差止請求権や損害賠償請求権を認めていない。そこで、使用違反に対する是正や適正な使用の確保は、専ら本条による農林水産大臣の措置命令によることになる(法第5条)。した

がって、地理的表示は、登録生産者団体の私的な権利として保護されるというより、地域の公有財産として公権による表示規制により保護されるという性格が強い。なお、何人も、不適切な使用に対しては農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができ（法第 25 条）、さらに措置命令に違反した者に対しては刑事罰の適用もある（法第 28, 29 条）。

農林水産大臣は、登録生産者団体の構成員たる生産業者以外の者が地理的表示又はこれに類似する表示を付した場合に、当該表示の除去又は抹消することを命ずることができる（法第 5 条第 1 号）。すなわち、第三者が地理的表示又はこれに類似する表示を使用した場合の是正措置である。

農林水産大臣は、登録生産者団体の構成員が地理的表示を付する場合に、登録標章を付することを命ずることができる（法第 5 条第 2 号）。すなわち、登録生産者団体の構成員の不適切な使用に対する是正措置である。

農林水産大臣は、登録生産者団体の構成員たる生産業者以外の者が登録標章又はこれに類似する標章を使用した場合に、表示の除去又は抹消を命ずることができる（法第 5 条第 3 号）。すなわち、第三者が登録標章を使用した場合の是正措置である。

なお、TRIPS 協定第 22 条(2)は、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような表示等の使用に対して、利害関係人に防止するための法的手段を確保することを求めているが、我が国は、不正競争防止法において、「商品の原産地について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡等」する行為（不正競争防止法第 2 条 1 項 13 号）に対して、利害関係人に差止請求権及び損害賠償請求権を認めており、民事救済は確保されているほか、TRIPS 協定第 22 条(2)は、「民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。」としているので、いずれにしても TRIPS 協定上の義務の履行について、問題はないと考えられる。

ちなみに、本条は、生産者団体の構成員の不適切な使用（登録標章を付さない）については措置命令を規定しているが、地理的表示の不使用に対する措置命令は規定されていない。ただし、地理的表示が使用されないまま長期間が経過し、品質、社会的評価その他の確立した特性と地域との関連性が失われた場合には、法第 22 条第 1 項第 3 号の取消理由に該当することと

なる。

(7) 生産者団体の追加、明細書の変更等

登録に係る特定農林水産物等について、生産行程管理業務を行おうとする生産者団体を追加する変更の登録ができる（法第 15 条）。

法第 15 条第 1 項は、登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体以外が生産者団体が、自らの名称及び代表者に関する事項を追加する訂正の登録を受けることができる旨規定している。

法第 15 条第 2 項は、変更の登録に関する手続について、登録申請手続に関する規定の一部（法第 7 条～第 9 条及び第 11 条～第 13 条）の準用及び読み替えについて規定している。

明細書の変更の登録については、法第 16 条に規定されている。

法第 16 条第 1 項は、登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体が明細書（農林水産物等の名称、生産地、特性、生産の方法、その他農林水産物等を特定するために必要な事項（申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること、申請農林水産物等の伝統性が規定されている。）、農林水産物等に関する省令委任事項（申請農林水産物等の名称について法第 13 条第 1 項第 4 号口の該当の有無、申請農林水産物等の名称について法第 13 条第 1 項第 4 号口に該当する場合には、商標権に関する情報が規定されている。）の変更をしようとするときは、変更の登録を受ける必要がある旨規定している。

法第 16 条第 2 項は、登録生産者団体が複数ある場合には、全ての団体が共同して変更の登録の申請をしなければならない旨規定している。

法第 16 条第 3 項は、明細書の変更の登録に関する手続について、登録申請手続に関する規定の一部（法第 7 条～第 9 条及び第 11 条～第 13 条）の準用及び読み替えについて規定している。なお、変更事項が農林水産省令で定める軽微なもの（行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更、登録に係る特定農林水産物等の名称が法第 13 条第 1 項第 4 号口に該当する場合において、当該登録後に同号口に規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加、誤記

の訂正，その他法第7条第1項第3号から第8号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更が規定されている。)である場合には，法第9条（意見書の提出等）及び第11条（学識経験者の意見の聴取）の規定は準用されない。

法第17条は，登録生産者団体の変更の届出等について規定している。

法第17条第1項は，登録生産者団体の名称及び代表者の変更について，遅滞なく農林水産大臣に届け出る義務について規定している。

法第17条第2項及び第3項は，変更の登録及び公示について規定している。

法第18条は，生産行程管理業務規程の変更の届出について規定している。

明細書の変更と異なり，生産行程管理業務規程の変更については，変更の登録の申請を行う必要はなく，事前の届出で足りる。

法第19条は，生産行程管理業務の休止の届出について規定している。

法第20条は，登録の失効について規定している。

法第20条第1項は，登録が失効する場合として，登録生産者団体の解散及びそれに伴う清算が終了した場合及び登録生産者団体が生産行程管理業務を廃止した場合である旨規定している。

法第20条第2項は，登録が失効した登録生産者団体又は清算人の届出義務について規定している。

法第20条第3項及び第4項は，登録の消除及び公示について規定している。

法第21条は，登録生産者団体に対する措置命令について規定している。

法第21条第1号は，その構成員たる生産業者が，法第3条第2項（地理的表示）若しくは第4条（登録標章）の規定に違反し，又はこれらの規定の違反について農林水産大臣より発せられた措置命令に違反した場合で，登録生産者団体は，これらの規定を遵守させるために，生産業者に必要な措置をとるよう命じられると考えられる。

法第21条第2号は，明細書に定められた法第7条

第2項第2号から第8号に掲げる事項が，特定農林水産物等登録簿に記載の事項に適合していない場合で，登録生産者団体は，明細書の変更について命じられると考えられる。

法第21条第3号は，生産行程管理業務の方法が，農林水産省令で定める基準に適合していない場合（法第13条第1項第2号ロ），生産者団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有しないとき（法第13条第1項第2号ハ），生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていると認められないとき（法第13条第1項第2号ニ）のいずれかに該当する場合で，登録生産者団体は，生産行程管理業務規程の変更又は生産行程管理業務を適切に行うために必要な措置をとるよう命じられると考えられる。

法第22条は登録の取消しについて規定している。

法第22条第1項第1号は，登録生産者団体に関する取消理由について規定しており，イ：生産者団体に該当しなくなったとき，ロ：その役員（法人でない生産者団体の代表者又は管理人を含む。）が，この法律の規定により刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当したとき，ハ：法第21条の規定による措置命令に違反したとき，ニ：不正の手段により，登録（法第6条）又は明細書の変更の登録（法第16条第1項）を受けたときが挙げられている。

法第22条第1項第2号は，登録に係る農林水産物等に関する取消理由について規定しており，登録に係る農林水産物等が特定農林水産物でなくなった場合が挙げられている。

法第22条第1項第3号は，登録に係る名称に関する取消理由について規定しており，当該名称が，普通名称，その他当該申請農林水産物等について法第2条第2項各号に掲げる事項（①特定の場所，地域又は国を生産地とするものであること。②品質，社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が前号の生産地に主として帰せられるものであること。）を特定することができない名称に該当するに至った場合（当該名称を一定期間使用していない場合等が想定される。）が挙げられている。登録に係る名称が普通名称化しないというみなし規定が存在しない点で，本法は欧州の登録保護制度等と相違しているが，本法は

名称そのものの伝統的使用を必ずしも要求していないことも一因であると考えられる。本号の規定から、登録生産者団体は、その構成員たる生産業者による地理的表示の使用（本法では、地理的表示を産品等に付することについて「使用」という用語を用いていないが、説明の便宜上、「使用」という語句を用いた。）に関し適切な監督責任を果たすことが期待されていると考えられる。

法第 22 条第 1 項第 4 号は、申請に係る名称と同一又は類似の登録商標が存在する場合において、法第 13 条第 2 項各号の適用を受けて登録を受けた名称について、商標権者又は専用使用権者が同項各号に規定する承諾を撤回した場合を取消理由として規定している。

法第 22 条第 2 項は、登録の取消しに係る手続において、法第 8 条、第 9 条及び第 11 条（公示等、意見書の提出等、学識経験者の意見の聴取）の規定を準用する旨規定している。

法第 22 条第 3 項は、登録の取消しをした場合における、特定農林水産物等登録簿からの消除について規定している。

法第 22 条第 4 項は、同条第 3 項の規定により消除を行った場合の登録生産者団体への通知及び公示について規定している。本法には、登録の取消しに対する不服申立に関する規定はないが、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく不服申立手続は可能であると考えられる。

法第 24 条は、報告及び立ち入り検査について規定している。

本条の規定ぶりは、JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）第 20 条と同様であり、本条の運用についても、JAS 法第 20 条のそれと同様であると思われる。

法第 25 条は、農林水産大臣に対する申出について規定している。

法第 25 条第 1 項は、本条に規定する申出の対象が、法第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定に違反する事実がある場合である旨規定している。申出の手続については省令に委任されているが、法施行規則第 22 条は、①申出人の氏名又は名称及び住所、②申出に係る農林水産物等の名称、③申出の理由、④申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係

る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者、登録標章を付していない者又は登録標章若しくはこれに類似する標章を付した者の氏名又は名称及び住所、⑤申出に係る農林水産物等の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称を記載した文書（正副 3 通）をもって行わなければならない旨規定している。

本条の規定ぶりは、JAS 法第 21 条と同様であり、本条の運用についても、JAS 法第 21 条のそれと同様であると思われる。

法第 26 条は、農林水産大臣の権限の委譲について規定している。法施行規則第 23 条によると、法第 24 条第 1 項及び第 25 条の規定による農林水産大臣の権限を地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任する旨規定されている。

（8） 刑事罰

刑事罰については、法第 28 条～第 31 条に規定されている。

（9） 商標権との調整規定

本法の施行に伴い、商標法が一部改正された（附則第 4 条）。

本法第 3 条第 1 項の規定により商標法第 26 条に追加される第 3 項各号は、商品やその包装に地理的表示を付す行為（商標法第 26 条第 3 項第 1 号）、地理的表示が付されたものを譲渡等する行為（同項第 2 号）、商品に関する送り状に地理的表示を付して展示する行為（同項第 3 号）には商標権の効力が及ばない旨規定している。登録の先後関係に関わりなく、登録に係る特定農林水産物等と同一又は類似の商品又は役務を指定商品又は役務とする、当該登録に係る特定農林水産物等の地理的表示と同一又は類似の商標について商標権が設定される場合がある。そこで、商標法第 26 条に、商品及びその包装等に地理的表示を付する行為には商標権の効力が及ばない旨規定する第 3 項が新設された。

2. 地理的表示、原産地表示に関する条約、国内法等について

法律や条約により、いわゆる「地理的表示」については、様々な用語が用いられていると共に、定義もまちまちであるが、知的財産推進計画において、地理的

表示は「一般的には、確立した品質等の特性が当該製品の産地と結びついている場合において、当該製品の産地を特定する表示のこと」と定義されている。

(1) 条約 (TRIPS 協定)

知的財産としての地理的表示の保護に関する条約のうち、わが国が加盟しているものとしては、TRIPS 協定、工業所有権の保護に関するパリ条約、虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (パリ条約の特別取極) がある。ここでは、TRIPS 協定について簡単に説明する。

TRIPS 協定において、「この協定の適用上、『地理的表示』とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域、又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示を言う」と定義づけられている (TRIPS 協定第 22 条(1))。これは、上述の地理的表示法における地理的表示の定義とほぼ同様である。すなわち、知的財産としての「地理的表示」は、①製品の原産地、②原産地に依存する製品の品質や特徴等の特性、③原産地と特性との結びつき (製品と土地の間に存在するつながり) を特定する表示である。

TRIPS 協定第 22 条は、(1) 商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような表示がなされた場合、パリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争行為があった場合、加盟国は利害関係人にこれを防止するための法的手段を提供する義務を負うこと、(2) 地理的表示を含む商標は、当該表示に係る領域を原産地とせず、原産地に関し誤認を生じさせる場合には、拒絶・無効とされるべきこと、(3) 商品の原産地を真正に表示するが、原産地について誤認を招くおそれがあるもの (例えば、大分県宇佐市の産品に「made in USA」と表示する場合。) についても、加盟国は利害関係人にこれを防止するための法的手段を提供する義務を負うことが規定されている。

TRIPS 協定第 23 条は、(1) ぶどう酒及び蒸留酒については、地理的表示の特定する産地と異なる産地のものに関し、公衆の誤認を要件とせず、翻訳、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う使用をも禁止する、より強力な法的手段 (行政措置でもよい) を確保すること (追加的保護)、(2) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含み、或いはそれからなるが当該表示

の特定する産地と異なる産地のぶどう酒又は蒸留酒についての商標の拒絶・無効、(3) 2 以上のぶどう酒又は蒸留酒に関する地理的表示が同一である場合の取り扱い、(4) ぶどう酒の地理的表示保護に関し多国間の通報・登録制度の設立を検討することについて規定している。

TRIPS 協定第 24 条は、(1) 各種の国際交渉及び保護の例外、(2) 保護強化 (追加的保護の対象となる範囲の拡大) のための交渉、実施状況のレビュー、(3) WTO 協定発効前の地理的表示の保護は本節の影響を受けないこと、(4) 本節適用日又は地理的表示の本国での保護前に善意で出願され又は登録された商標は、当該地理的表示と同一・類似であることを理由に保護を害されない (地理的表示の登録の拒絶に関しては規定がなく、両者の併存は可能であると解される) こと、(5) 一般名称、異議申立期間の制限、自己の氏名の使用の要件 (先使用权)、(6) 原産地で保護されない地理的表示に関し、他の WTO 加盟国は保護義務を負わないこと等を規定している。

(2) 食品表示法

「危害の防止」、「計量、規格の適正化」、「公正自由な競争の確保」を主な目的として整備されてきた食品表示に関する制度は、消費者ニーズの多様化、流通形態の変化、産地振興のニーズへの対応、国際的調和、表示偽装事件への対策等の社会的要請を受け、消費者のみならず、事業者にとっても複雑でわかりにくいものに変化していった歴史的経緯がある。従来、食品表示に関する規定、食品衛生法、健康増進法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) 等に分かれており、特定の農林水産品、食品について個別の表示基準が設けられていた。

複雑でわかりにくくなった食品表示に関する規制の一元化を通して、食品の安全性確保に関する情報が消費者に確実に提供されること、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供されることを趣旨とする食品表示法が、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。

(3) その他の表示規制法

わが国における、農林水産物又はその包装・ラベルに付される地理的表示 (或いは原産地) に関する法規制としては、以下のものが挙げられる。

(ア) 不正競争法第2条1項13号：原産地誤認惹起行為を不正競争として規制

(イ) 関税法第71条1項：原産地について虚偽の表示が付された外国貨物の輸入を禁止

(ウ) 商品の原産国に関する不当な表示の禁止：不当景品類及び不当表示防止法第4条第3号の規定を受けた公正取引委員会告示第34号（昭和48年10月16日）：以下の表示を不当表示と規定

- ・原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- ・原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- ・文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字（国産品）または和文（外国製品）で示されている表示

(エ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

- ・品質表示基準制度（義務表示）：横断的品質基準として、「生鮮食品品質表示基準（農林水産省所管）」及び「加工食品品質表示基準（消費者庁所管）」が定められており、特定の食品（生鮮食品3種類、加工食品46種類）については、個別品質表示基準が更に定められている。
- ・生鮮食品品質表示基準（平成20年1月31日農林水産省告示第126号）
 - 原産地の表示を義務づけ
 - 原則：国産品→都道府県名、輸入品→原産国名
- ・加工食品品質表示基準（平成24年6月11日消費者庁告示第5号）
 - 輸入品の場合、原産国名表示を義務づけ
 - 表示の対象：原材料に占める重量が大きいものから少なくとも2つ

(オ) CODEX (Codex Alimentarius)：国連の専門機関であるCODEX委員会(CAC)により制定された一連の国際食品規格である。食品表示に関する定義と適用範囲の決定は、食品表示部会(CCFL)が担当している。包装食品の表示に関する一般規則における原産国に関する義務的表示について、下記の規定が定められている。(1)原産国の省略が消費者を誤認させ又は欺瞞するおそれがある場合には当該食品の原産国を表示しなければならない。(2)食品の特性を変質させる加工を当該食品の原産国と別の国で受ける場合、表示上は加工国を原産国として表示しなければならない。

(4) 商標法

商標法第3条第1項第3号、同項第6号は、地名のみからなる商標や、地名と商品名等の結合商標に係る商標については、構成態様との関係でいわゆる自他商品等識別力がない場合、原則として商標登録を受けることができない旨規定している。同条第2項は、前項第3号に該当する商標については、使用の結果、自他商品等識別力を獲得した場合にのみ、例外として、商標登録を認める旨規定している。

また、商標法第7条の2は、特定の要件を満たす団体で、客観的に公平な加入資格を認めるものについては、その構成員に使用をさせる商標で、(1)「地域の名称+商品(役務)の普通名称」、(2)「地域の名称+商品(役務)の慣用名称」、(3)「地域の名称+商品(役務)の普通(慣用)名称+慣用される付記的文字」を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなるものについては、使用の結果、自他商品等識別力を獲得したものについて、商標登録を認める旨規定している(地域団体商標制度)。

ただし、出願商標に係る地名以外の土地を原産地とする産品が指定産品に含まれる場合については、品質誤認のおそれがあるとして商標登録を受けることができない場合がある(商標法第4条第1項第16号)。

また、TRIPS協定第23条(2)の規定を受けて、所定のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を有する商標のうち、当該産地以外の地域以外の産品に使用をするものについては、商標登録を受けることができない(商標法第4条第1項第17号)。

商標制度は、標章と品質の両者を保護する仕組みではないため、伝統的産品の品質の保証を制度的に担保する仕組みが存在しない。そのため、品質基準の策定や団体構成員に対する産品の品質管理等は、商標権者の自主的な取り組みに委ねられている。そのため、天候不順などに起因する収量の不足への対応、過大注文への対応、コストダウン等のために他地域の産品や品質基準を満たさない産品への登録商標の使用(表示偽装の一種である)への抑止力が十分でない等の課題が存在する。また、地域団体商標制度の趣旨は、主に発展途上の地域ブランド化の支援であることから、必ずしも伝統的産品の保護に適した制度設計とはなっていない。

(5) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
(酒団法)

酒団法第 86 条の 6 及び地理的表示に関する表示基準 (平成 6 年 12 月 28 日国税庁告示第 4 号, 最終改正:平成 25 年国税庁告示第 14 号) は, TRIPS 協定第 3 節「地理的表示」に関する国内保護の確保のために制定されたものである。同法第 86 条の 6 第 1 項において, 日本国のぶどう酒, 蒸留酒 (連続式蒸留しょうちゅう, 単式蒸留しょうちゅう, ウイスキー, ブランデー, スピリッツ), 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが禁止されている酒類の産地の表示をその産地以外に表示することを禁止する旨規定されている。同規定を受けて, 「地理的表示に関する表示基準」が制定されていると共に, 現在までに, 下表に示す酒類に係る産地が指定を受けている。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
果実酒	山梨	山梨県
単式蒸留しょうちゅう	壱岐	長崎県壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県球磨郡, 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県 (奄美市及び大島郡を除く。)
清酒	白山	石川県 白山市

保護の内容については, TRIPS 協定第 23 条(1)を受けて, 「真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは, 「種類」, 「型」, 「様式」, 「模造品」等の表現を伴う場合も使用できない」と, 拡大された保護となっている。

酒団法による保護を受けることができるのは, 原則として「酒類業組合」(連合会, 中央会を含む。)及びこれに相当する外国の法人である。保護を受けるためには, 国税庁長官 (国内の申請者は, 申請者の住所を所轄する国税局長) に対して, 「国税庁長官指定産地申請書 (様式番号 CC1-7100: 国税庁 web サイトよりダウンロード可能)」を提出する必要がある。申請書には, 「産地名」, 「製造方法」, 「特別な品質特性や社会的評価等」, 「製造数量及び課税移出数量」, 「製造者数」, 「申請理由」, 「その他参考となる事項」を記載し, 添付

書類とし, 「申請する産地を表示している地理的表示を表示する標章ラベル (カタログ, 広告等)」, 「産地指定を受ける酒類を製造している業者名簿」の添付が必要とされている。

「単式蒸留しょうちゅう」, 「清酒」, 「ぶどう酒」に関しては, それぞれ, 酒税法第 3 条第 10 号, 同条第 7 号, 同条第 13 号に, その成分や原材料等の規定があり, 用語の解釈に関しての通達も行われている (「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」が刊行されていると共に, 国税庁 web サイトにおいても公開されている。)。また, 焼酎, 清酒及びぶどう酒を製造するためには製造免許が必要であり, 国税庁により製造数量等は厳しく管理されていると考えられる。

酒団法第 86 条の 6 第 3 項及び第 4 項には, 財務大臣が, 同条第 1 項の規定により定められた表示基準を遵守しない酒類製造業者及び酒類販売業者に対し, その遵守を指示できること, 表示基準を遵守していない旨公表できることが規定されている。しかしながら, 産地名称を冒用された生産者によるエンフォースメント (差止請求, 損害賠償請求等) については規定されていない (不正競争防止法第 2 項 1 項 13 号に基づく差止請求, 損害賠償請求は可能であると考えられるが, 仮に不可能であるとしても, 行政上の措置が制度上担保されていることから, TRIPS 協定第 23 条の履行義務は果たしている。)

なお, 例えば, 鹿児島県酒造組合のホームページには, 「薩摩」の表示が認められるものは, 「鹿児島県産のさつまいもと水を使い, 鹿児島県内で製造・容器詰めされた本格焼酎のみ」との記載がある。同様の事例は, 他の産地の酒造業組合においても認められることから, 指定産地の酒造業組合は, 国税庁の監督の下, 内規等で組合員に対して地理的表示に適合させるよう指導していると思われる。

3. 考察・提言

(1) 地理的表示法での保護のメリットとデメリット
地理的表示法での保護のメリットとしては, 以下に示すものが考えられる。

- ① 登録標章を農林水産物等に付すことが可能になる (品質等の優位性に関する国の「お墨付き」の証となる。)
- ② 国が第三者の不正行為を規制してくれる。
- ③ 登録に関する直接的な維持費用が安い。(登録免

許税 9 万円の納付のみで登録を受けられる。申請、審査については手数料が不要である。）

- ④ 生産者団体の法人格が不要であることと、地理的表示に周知性も不要なので、地域団体商標登録が受けられない場合に登録できる可能性、株式会社が生産者団体を作って登録を受けられる可能性が考えられる。
- ⑤ 登録されると、TRIPS 協定第 22 条 TRIPS の要件を満たす地理的表示であることが明確になる。

一方、地理的表示法での保護を受けた場合のデメリットとしては、以下に示すものが考えられる。

- ① 品質管理のための手間や資源が必要となるため、間接的な費用が発生する。
- ② 決められた品質管理を行わないと措置命令（法第 21 条）や登録の取消し（法第 22 条）を受けられる可能性がある。
- ③ 複数の生産者団体の登録を許容している。登録要件を満たせば、新規の団体が共通の「地理的表示」を使用可能になる。したがって、差別化のためには登録商標を利用する必要がある。

（2） 類似の登録商標が存在する場合の地理的表示の登録について

法第 13 条第 1 項第 4 号口は、「申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標」と同一又は類似の名称であるときは登録を受けられない旨規定している。

法第 13 条第 2 項は、法第 13 条第 1 項第 4 号口に規定する登録商標に係る商標権者たる生産者団体については法第 13 条第 1 項第 4 号口の規定が適用されない旨規定している。

以上の規定から以下のことが言える。

- ① 地域団体商標等の標準文字での先登録の場合には、地理的表示と標準文字の商標が同一または類似の関係になる可能性が高いので、先行の商標権者以外が、地理的表示の登録を受けることはできない。したがって、商標権を有している生産者団体にとって、地理的表示の登録を受けるとのメリットがあるか否かについて考慮の上、地理的表示の登録の要否について考えた方がよい場合も存在すると考えられる。
- ② 標準文字以外での先登録商標の場合は、地理的表

示と非類似と判断される場合もあるため、他の生産者団体が地理的表示の登録を受けられる可能性がある。なお、他の生産者団体が先に地理的表示の登録を受けた場合であっても、生産行程の管理等の要件を満たせば、当該登録に係る地理的表示地理的表示について、生産者団体を追加する登録（法第 15 条）を受けうる場合がある。

- ③ 登録商標が共有に係る商標権の場合：地域団体商標の「松阪牛」など複数の組合が商標権者となっている例がある。この場合に、共有の商標権者の内の一の生産者団体が地理的表示の登録を受けられるかについては、現時点では明らかではない。地理的表示法の趣旨からは一の生産者団体のみで地理的表示の登録を受けられるとも考えられる。この場合には、他の生産者団体が不利益を被る場合がある。地理的表示法に専用使用権者の承諾が必要との規定もあるため、共有者の全員の承諾が必要とも考えられる。地域団体商標の商標権を有した生産者団体において、生産方法の管理を既に行っている場合には、登録を受けるとの体制の構築が容易である場合も考えられる。

（3） 商標権者が地理的表示登録を受けた場合

商標権者が地理的表示の登録を受けた場合には、生産方法の基準を満たす地域の生産業者の参入（当該生産業者が生産者団体への加入を望む場合及び法第 15 条の生産者団体を追加する変更の登録を受けられる場合等。）を許すことになる場合がある。

（4） 地理的表示法と弁理士との係わりに関して

農林水産省は、地理的表示法の説明会や、参議院農林水産委員会の説明において、地理的表示法の位置づけについて、「地理的表示を知的財産として国に登録することができる地理的表示保護制度」と説明している。

よって、「知的財産の専門家」である弁理士が、地理的表示法の下での登録申請等に関与することが最も適していると考えられる。更に、商標権（地域団体商標等との使い分け、生産者団体、或いは生産業者ごとの識別標識の権利化等）や意匠権（パッケージデザイン等）等、場合によっては特許権（加工品、生産方法、管理システムの権利化等）等との組み合わせによる多角的な権利保護メニューの提案等が可能である点で、

弁理士が本法及び特定農林水産物等の登録申請手続に関する知識を深めておくことは、農林水産業分野における知的財産の保護、活用を図る上でも好ましいと考えられる。

なお、弁理士が地理的表示法の下での登録申請等に関与することが適している具体的な理由として、次の点が挙げられる。

まず、地理的表示法の第1条において「この法律は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）に基づき特定農林水産物等の名称の保護に関する制度を確立することにより、」と規定されていることから明らかなように、本法の深い理解のためには、TRIPS協定第22～第24条の理解が必要である。また、TRIPS協定については、パリ条約との関係で理解する必要がある。弁理士は、パリ条約に及びTRIPS協定並びにそれらに関連する国内法（不正競争防止法等）について知識を有している。

なお、地理的表示法について、我が国の地理的表示法と同様な sui generis 型の登録保護制度を既に有している国や地域も多数存在し、我が国の農林水産物等についてそれらの国や地域で地理的表示の登録を受ける場合や、海外から我が国に対して地理的表示法の下での保護を求めることが想定される。このようなニーズに的確に対応できる者は、諸外国の弁理士等との国際的なネットワークを有する弁理士において他にない。

また、地理的表示法における保護対象たる地理的表示と、商標法、特に商標法の地域団体商標の保護対象たる商標に関しては、同一や類似の関係になる場合が考えられるが、こうした類似関係の判断を的確に行えるのも、やはり弁理士において他にない。

更に、地理的表示の保護に関しては、不正競争防止法の下でも本法施行前から行われている。不正競争防止法に関する知識を有し、不正競争行為に関する業務を標榜業務とする弁理士は、多角的な保護に関する助言が可能である。

特定農林水産物等の登録申請に際し、明細書には、農林水産物等の生産方法を特定し、記載する必要があるが、農林水産物等の特性に影響するとしても、生産地の特性に関連しないノウハウに関する事項については、秘匿する方が好ましい場合も想定される。このような判断は、特許出願に関連する実務において弁理士が日常的に行っていることであるため、弁理士の強みが活かせる場面であると考えられる。

(参考文献)

- (1) 地理的表示法に関する参考資料、法律、政省令の条文、登録申請に係る参考資料（審査要領、各種ガイドライン、様式集、申請登録の公示に関する情報、登録産品一覧等）が参照可能である。なお、URLは今後変更される場合があるので、注意が必要である。

(原稿受領 2015. 6. 1)